消防計画（共同住宅）

　　　　　　　　（以下、この建物という）

１　目的

　　この計画は、消防法第８条第１項の規定に基づき、火災等の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

２　適用範囲

　　この計画で定めたことは、この建物に居住し、出入りする全ての者に適用する。

３　防火管理者の業務

　　防火管理者は、次の業務を行うものとする。

　(1)　消防計画の作成及び変更

　(2)　消防訓練の計画及び実施

　(3)　共用部分における火災予防上の自主点検・検査の実施（別表１のとおり）

　(4)　居住者に対する消防訓練参加の呼び掛け

４　消防機関への届出

　　管理権原者又は防火管理者等は次の業務について、消防機関へ届出又は報告を行うものとする。

　(1)　防火・防災管理者選任(解任)届出書

　(2)　消防計画作成(変更)届出書

　(3)　消防訓練計画報告書

　(4)　消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書

　(5)　その他法令等に基づく防火管理上必要な事項

５　居住者が行う防火管理対策について

　　居住者は、自己の責任において、次の対策を行う。

(1)　住戸内の火気管理

(2)　住戸出入口防火戸の閉鎖機能の維持管理

(3)　バルコニーにおける避難障害となる物件の除去

(4)　階段・通路等の共用部分における燃えやすいもの及び避難障害となる物品の除去

(5)　設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等の周囲における使用障害となる物品の除去

６　災害時の行動

　　別表２のとおり行動する。

７　防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検

　(1)　点検結果について、管理権原者に報告し、不備事項があった場合は早期に改善に努める。

　(2)　点検結果の記録は「防火管理維持台帳」に編冊して整備し、保存する。

８　震災対策

　(1)　地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。

　(2)　地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

　(3)　地震が発生した場合は、使用中の火気の消火を行う。

　(4)　家具等の転倒及び落下防止の措置を行う。

　(5)　広域避難場所まで避難誘導する場合は、順路、道路状況、地域の被害状況等について説明し、身の安全を図りながら、徒歩で避難する。

９　自衛消防訓練

　　防火管理者は、次により自衛消防訓練を実施する。

　　なお、実施する前に、消防訓練計画報告書により通報すること。

　　総合訓練(消火・通報・避難誘導を行う訓練)　　月

　　部分訓練(消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練)　　月　　月

10　防災教育

　　防火管理者は、当建物の居住者に対して次の各号の防災教育を実施する。

　(1)　消防計画について

　(2)　居住者が守るべきことについて

　(3)　火災発生時及び地震発生時の対応について

　(4)　消防用設備等の機能と取扱い方法について

　(5)　その他火災予防上必要な事項について

11　工事について

(1)　工事は、内装や構造等の変更による消防法違反が発生しないかを確認し、実施すること。

(2)　火気を使用する工事については、消火器を準備するなど火災予防対策を十分にすること。

(3)　工事場所の整理整頓を指示監督し、放火を防ぐこと。

(4)　避難経路や避難方法は、工事関係者等に確実に周知すること。

12　防火管理業務の一部委託（委託あり・委託なし）

防火管理に関する一部業務を別表３のとおり、委託する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検査項目 | 検査するポイント | 結果 |
| 火の元関係 | 給湯室や厨房などで火を使う時、まわりに可燃物かないことを確認しているか | 　　 |
| コンロの横や奥にある壁とコンロとの間に、安全な距離があるか |  |
| 換気扇やレンジフードは、油で汚れていないか |  |
| （油を使った調理をしている場合）換気扇やレンジフードの清掃を、定期的に行っているか |  |
| タバコの後始末は確実に行われているか |  |
| ストーブなどの周囲に物品などを置いていないか |  |
| 建物関係 | 避難に使う通路や扉や階段に、避難の障害となる物品はないか |  |
| 防火扉やシャッターは支障なく開閉できるか |  |
| 非常用進入口に通じる通路は、有効に確保しているか |  |
| カーテンやじゅうたんに防炎性能があるか |  |
| 建物の内部、外部に腐食、ひび割れなどの劣化はないか |  |
| 電気関係 | コードに亀裂、老化、損傷はないか |  |
| タコ足の接続を行っていないか |  |
| 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか |  |

**別表１**

**自主検査チェック表（日常）**

**検査実施者氏名**

**検査年月日　　　　　　　月　　　日**

　**別表１**

**自主検査チェック表（消防設備）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検査項目 | 検査するポイント | 結果 |
| 消火器 | 安全栓（黄色い栓）が抜けていないか |  |
| 製造年から１０年以上経過しているものはないか |  |
| 圧力ゲージの針は、緑色の範囲内を指しているか(圧力ゲージのあるものに限る) |  |
| 自動火災報知設備 | 受信機のスイッチは、ベル停止となっているか |  |
| 受信機の近くに警戒区域一覧図があるか |
| 屋内消火栓 | 消火栓の扉は、簡単に開閉できるか |  |
| ホースやノズルや接続部に、損傷はないか |  |
| スプリンクラー設備 | スプリンクラーヘッドに水漏れや変形はないか |  |
| スプリンクラーヘッドの下部４５ｃｍ、周囲３０ｃｍ以内に、散水障害となる棚や物品はないか |  |
| 避難器具 | 降りる場所や操作する場所には何も物がなく、必要な広さがあるか |  |
| 誘導灯 | 不点灯、ちらつき等がないか |  |
| 連結送水管 | 送水口や放水口のまわりには物がなく、消防が簡単に活動できる状態にあるか |  |
| 非常警報設備 | 表示灯は点灯しているか操作上障害はないか押しボタンの保護版に破損、変形、損傷、脱落等がないか |  |
| 非常放送設備 | 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか |  |

**検査実施者氏名**

**検査年月日　　　　　　　月　　　日**

**別表１**

**自主検査チェック表（消防設備）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検査項目 | 検査するポイント | 結果 |
| 非常コンセント設備 | 使用の障害になる物がまわりにないか |  |
| 水噴霧消火設備 | 散水の障害になるような物品はないか間仕切り変更等による未警戒部分はないか。管等に漏れ、変形はないか。 |  |
| 消防機関へ通報する火災報知設備 | 周囲に操作障害はないか、破損や変形はないか自動火災報知設備と連動されている場合に連動停止スイッチが停止状態になっていないか |  |
| 泡消火設備 | 泡の散布の障害になる物はないか |  |
| 不活性ｶﾞｽ消火設備ハロゲン化物消火設備粉末消火設備 | 起動装置の近くの見やすいところに、「不活性ガス消火設備」｢ハロゲン化物消火設備｣「粉末消火設備」の表示があるか |  |
| 貯蔵容器の設置場所に標識があるか |  |
| 屋外消火栓設備 | ホースやノズルに損傷はないか |  |
| 動力消防ポンプ設備 | 損傷や、ボルトの緩み等はないか |  |
| ガス漏れ火災警報設備 | 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか |  |
| 漏電火災警報器 | 電源表示灯は、点灯しているか |  |
| 消防用水 | 道路から吸管投入口や採水口まで、消防車が簡単に進入して使用することができるか |  |
| 有効水量があるか |  |
| 連結散水設備 | 送水口のまわりに、消防車が近づく障害になる物はないか |  |
| 散水ヘッドのまわりに、散水の障害になる物はないか |  |
| 無線通信補助設備 | 無線機接続端子の近くに、無線機接続端子である事がわかる表示があるか |  |
| 排煙設備 | 手動開閉装置は、棚などによる操作障害がないか |  |
| 総合操作盤 | 操作障害になるような物品がないか |  |

**検査実施者氏名**

**検査年月日　　　　　　　月　　　日**

**別表２**

**火災発生時の対応**

|  |
| --- |
| 火災発生時にすること |
| 防火管理者 | ・火災発生時の統括・指揮、命令と安全管理・到着した消防隊への情報提供（出火場所、負傷者、逃げ遅れ、活動状況など） |
| 火災発見者 | ・大声で近くにいる人に火災を知らせるとともに、非常ベルを鳴ら　　　す・近くにある消火器や水で消火する・天井に燃え移ったら初期消火を中止して避難する　・避難する際は、部屋の扉を閉めて煙が他の部屋へ流入しないようにする・119番通報をする |
| 通報連絡班　　　　　　　 | ・非常ベルを鳴らす・119番通報をする・火災の状況（出火場所、火災の程度、燃えているもの、消火状況）を防火管理者へ報告、防火管理者からの指示を伝達する |
| 初期消火班　　　　　　　 | ・出火元に直行し、消火設備による消火作業・天井に燃え移ったら初期消火を中止して避難する・防火戸、防火シャッター、各部屋の扉等を閉めて火災や煙の拡大等を防止する。 |
| 避難誘導班　　　　　　　 | ・各階への、避難指示をする（出火階及び上階を優先する）・非常口を開放する・廊下、階段等に、避難に支障となるような物があった場合除去する・負傷者、逃げ遅れた者がいないか確認、防火管理者へ報告する・負傷者を応急救護所に搬送する |
| 応急救護班　　　　　　　 | ・応急救護所を設置する・負傷者の応急手当等・救急隊との連携や情報の提供（負傷者のけがの程度や年齢、住所など） |

**別表２**

**地震発生時の対応**

|  |
| --- |
| 地震発生時にすること（警戒宣言など、地震発生の可能性が高まった場合も同様） |
| 防火管理者 | ・各班の統括（指揮、命令、安全管理）をする・管理権原者へ報告する・各班への命令の伝達と被害状況を把握する・避難を開始するタイミングと避難場所を決定する |
| 各個人 | ・使用中の火を始末する・机の下などの安全な場所で落下物等から身を守る・出入口付近にいるときは閉じ込められないように扉やドアを開放する |
| 情報収集班(通報連絡班)　　　　　　　　　 | ・館内放送による呼びかけ、パニック発生の防止・テレビ、インターネット、ラジオを活用して情報収集をする・食料品、飲料水、医療品等の防災資機材の準備をする・建物の被害調査をし、防火管理者へ報告する |
| 点検班（初期消火班）　　　　　　　 | ・建物構造、防火設備、避難設備、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等・特殊消防用設備等・危険物の点検及び保安措置を行う。・火災に備えての消火準備を実施する・落下物や倒壊物などの下敷きになった人や負傷者の救助 |
| 避難誘導班　　　　　　　 | ・扉やドアの開放・廊下、階段等の避難障害物の除去・要救助者、逃げ遅れた者等の確認及び報告 |
| 応急救護班　　　　　　　 | ・応急救護所を設置する・負傷者の応急手当等・救急隊との連携や情報の提供（負傷者のけがの程度や年齢、住所等） |

**別表３**

**防火管理業務の一部委託状況表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 防火管理者氏名 |  | 再受託者の有無 |
| 受託者の氏名(名称) | （法人にあっては名称） | □　無し□　一部有り□　全部 |
| 受託者の住所 | （法人にあっては主たる事務所の所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL： |
| 受 託 者 の 行 う 防 火 管 理 業 務 の 範 囲 及 び 方 法 | 常　駐　方　式 | 範　　　囲 | □　火気使用箇所の点検監視業務□　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□　火災が発生した場合の初動措置　□初期消火　　□通報連絡　　□避難誘導□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）□　周囲の可燃物の管理□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方　　法 | 常駐場所常駐人員委託する防火対象物の範囲委託する時間帯 |  |
| 巡　回　方　式 | 範　　囲 | * 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務
* 火災が発生した場合の初動措置

　□初期消火　　□通報連絡　　□その他（　　　）□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方　　法 | 巡回回数巡回人員委託する防火対象物の区域委託する時間帯 |  |
| 遠　隔　移　報　方　式 | 範　　囲 | * 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務
* 火災が発生した場合の初動措置

□初期消火　　□通報連絡　　□その他（　　　）* その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）
 |
| 方　　法 | 現場確認要員の待機場所到着所要時間委託する防火対象物の区域委託する時間帯 |  |